

市立小中学校 保護者 様

北広島市教育委員会
教育部長 吉田 智樹

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（お知らせ）

平素より本市の教育行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行することに伴い、令和5年5月8日以降の学校教育活動の取扱いについて北海道教育委員会より通知がありました。

この通知を受け、市立小中学校においては、今後下記のように取り扱うこととなりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

記

○基本的な考え方について

- ・5月8日以降は、児童生徒の健康状態の把握や換気、手洗い等の日常的な対応を継続することが基本となります。なお、毎朝の体温等を記入する健康観察シート等の提出は不要となります。
- ・地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えることや、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じる場合があります。

○出席停止等について

- ・新型コロナウイルス感染症への感染が確認された児童生徒に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。なお、出席停止の解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。
- ・令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないため、同居している家族が感染した場合等であっても、感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止の対象とはなりません。
- ・感染拡大防止の観点から、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせずに自宅で休養していただきますようお願いいたします。

○出欠の取扱いについて

- ・次の場合においては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、欠席扱いとならない場合があるため、学校へご相談ください。
 - ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった児童生徒について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合
 - ・医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合

〈問い合わせ先〉
教育部 学校教育課（新井）
電話：011-372-3311（代表）